

公立高校では全国初の『廃校取消』訴訟

大阪府立高槻南高等学校 在學生徒1年から3年
生徒59名が、共同親権者210名の連
署で、大阪府を相手に提訴 03・3・28
269名が訴える「親子」教育訴訟

請求の趣旨(訴状)

1. 被告大阪府知事が平成15年12月24日公布した「大阪府立高等学校等条例の一部を改正する条例」、同条例附則により平成15年1月1日施行の同条例別表第一中大阪府立大冠高等学校の項の次に大阪府立槻の木高等学校の項を加える改正規定にもとづく、大阪府立高槻南高等学校の廃校処分を取り消す。
2. 被告大阪府は原告に対し、それぞれ金5万円およびこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
3. 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに第2項について仮執行の宣言を求め。

生徒の声 府教委の「教育改革プログラム」は、教育をよくする・はずなのに・
どんどん府立高校を一高南も一廃校にして私たちが泣かせています・

親は家計がどんなに苦しくても子どもの教育のためにがんばります。大阪府も、バブル
失政のツケ払いを、子どもや教育、学校に押しつけないでほしいのですー**提訴する親の声**

納得できない教育改革プログラムのこんなところ

30人学級なら不足するのに、府立高校を20校も廃校にして売り払おうとしています。

公立と私立の生徒分担比率を現行の7:3から5:5にしようとしています。公立教育の
リストラで民間移行(かさむ教育費は父母負担)を進めています。

府立高校で収容できる教室がたくさんあるのに、計画進学率を全国最低の92.3%に
押さえ込み、入試では学校の門戸を狭めて生徒と親を泣かせています。

授業料・入学金の大幅UP、エアコン機器設置と使用料などでも保護者負担を拡大してい
ます。経済不況で苦しむ親を困らせています。

教育改革の目玉『特色』『特色づくり』でいろいろな問題がうまれています。

- ・自分でも説明できない『特色』を、改革(改善)のための『打ち出の小槌』にしています。
- ・将来の進路や適性を早期に決める『特色づくり』の学校・学科で問題がでています。
(男女比の不均衡、別期日入試で競争激化と新たな不適応、中退率問題、科目の粗製乱造で学力問題)

『特色』を口実に

「教育改革でモデルにするような」すばらしい学校・高南を廃校にしています!!

* 以上の内容は、教育改革プログラムの本文や、府議会での知事答弁、報道で確認したものです *

訴えの主旨 適正な高等学校教育を受ける権利を侵害されている

本校の学校伝統と教育実績は、際立った「特色」を持ち活気に満ちたものであり、本校の充実した学習活動、豊かな進路保障、運動系・文化系部活動のバランスのとれた発展は府立高校の財産。

学校教育は、教科学習のみではない。教科教育、芸術・情操教育、部活動、行事活動などが計画的、組織的、系統的に展開されてはじめて全人教育が成り立ちうる。

今回の本件廃校処分による募集停止の進行により、運動部などでは、チーム成立を確保しうる部員の獲得が困難になり、伝統と実績のある部活動をこれまで通りに維持することができなくなっている。さらに、本来享受すべき生徒同士の交流・接触も減り、学習活動、部活や学校行事など様々な形で形成されてきた学校伝統の継承がきわめて困難になり教科教育も含めて廃校処分がなければ享受できた利益が享受不可能となる。原告らは、こうして廃校処分がなければ享受できたはずの適正な高等学校教育を受ける権利を侵害されている。

廃校処分取消と損害賠償を求める理由

1. 「教育プログラム」の目的に反する 高校中退率府下最小の0.1%、生活指導指標も最低水準(H12年度)
2. 他校が進めていた全日制単位制高校構想を事前の説明・意向打診なしに決定して本校に押しつけ廃校処分。
3. 学校教育関係者、保護者・生徒等の本校関係者への意見聴取を怠ったことによる「事実の認定・評価の過誤」による違法と「公務員としての誠実な事前調査義務」に違反。
4. 高槻市内の高校配置計画を府教委自身の見込み違いで変更(島上本校・分校統合問題)した結果生まれた平均募集学級数の減少を高槻南の廃校でつじつまあわせをした計画性の欠如と無責任。
5. 府教委が専門的チームで検討し定めた再編整備計画の内容を「特定の要因」で歪めて変更した不適切性。
6. 本校への統廃合処分を至当と断ずる『廃校理由』に全く合理的・客観的根拠がない「選定理由」の不適・欠如。
7. 行政の裁量権の行使を著しく誤った本件廃校処分の取り消しに相当する不当性。
8. 原告らの適正な高等学校教育を受ける権利の侵害 教育権・人格権の侵害。
9. 「意見表明権」(子どもの権利条約12条)「表現・情報の自由(への権利)」(同13条)を侵害した。
10. 不当・理不尽な理由で母校喪失という精神的衝撃、生涯を通じての心の傷 - PTSD がもたらす人権侵害。

高南 公立高校トップクラスで群をぬく部活の伝統と実績 文武両道の学校

私学優位の高校スポーツ界で本校の運動系部活動は、府立高校トップクラスの伝統と実績を持っている。軟式野球部は、近畿大会、大阪大会優勝・準優勝の常連校であり、平成14年度も、夏季大会で強豪 PL 学園を破り優勝し、全国選手権や国体に出場した。軟式テニス部も、公立高校大会では優勝・準優勝を何度となく重ね、近畿大会にも団体・個人が毎年のように出場している。平成2年には世界ジュニア大会優勝をかざった。サッカー部は高校総体、国体、近畿大会などへの出場、日本ジュニアユース代表、オリンピック代表候補、Jリーグ・プレーヤーを輩出している。バレーボール部は、近畿大会出場12回、平成14年度の優勝を含めて大阪府大会優勝・準優勝を12回も成し遂げている。硬式テニス部も、10回に及ぶ大阪公立高等学校対抗テニス大会のうち、3回の優勝、1回の準優勝を勝ち取り、個人やダブルスでも、上位入賞者を多数輩出してきた。バトミントン部は、大阪大会優勝、近畿大会出場者、上位入賞者を多数生み出した。体操部でも、大阪総体2部総合優勝2回、平成11年・12年府立高校大会女子団体総合優勝、平成12年高校総体2部女子総合優勝、同大会で女子個人総合優勝者、

裏面に続きます

種目別3種目で1位というぬきんでた成果を得た。陸上部も全国高校総体、近畿総体、国体などに出場者を数多く出し、それぞれ上位入賞者を多数出している。ラグビー部は、平成12年大阪秋季大会(10人制)で優勝している。剣道部、卓球部、柔道部、水泳部もそれぞれ、各大会で顕著な実績を残している。ダンス部は、高校ダンス甲子園大会優勝や全日本高校・大学ダンスフェスティバル出場などの実績で、2学区における公立ダンス部の拠点校となっている。文化系の部活動も多彩で活発である。美術部はほとんど毎年、全大阪高校美術工芸展で入賞者を出し、書道部では、平成12年の第5回全日本高校・大学書道展での優勝者をはじめ、全国高等学校総合文化祭への府代表を4回にわたり送りだした。生物部は、日本学生科学賞入賞3回、大阪府学生科学賞最優秀賞4回の実績をもつ。大阪府高等学校演劇地区大会1位の実績を持つ演劇部、放送部、吹奏楽部、茶道部、計音楽部、箏曲部、コーラス部、写映部、写真部、新聞局、部落問題研究会、鉄道研究会、漫画・イラスト研究部、クラシックギター部、天文部、モダンダンス同好会、家庭科学部、障害者問題研究会、華道同好会、パソコン同好会、10年間もオーストラリアのトゥーンバ高校生との国際交流に力を発揮してきた ESS など、文化部活動も運動系には負けられない活躍ぶりである。

高南 オーストラリアのトゥーンバ高校との国際交流活動

本校では、平成5年1月より、オーストラリア・クインズランド州立トゥーンバ高等学校との国際姉妹校提携に調印し、平成5年、同校からの短期留学生14名を受け入れ、平成6年には本校からも30名の短期留学生を派遣するなど、本格的な国際交流活動を展開してきた。国際姉妹校提携の10年に及ぶ、留学生の相互交換は、規模・内容共に府立高校の中でもきわめて先進的などりくみとなっている。国際交流基金を募り応援する保護者や高槻市や地元の人々に支えられたこのとりくみは、府下でも特筆されるものである。

これから数十年間も使用可能な美しい校地・校舎が泣いています

高槻南の学校の施設は全般的に広く、ゆとりがあり、生徒の教育上恵まれた環境にある。特に校庭が広く、サッカー・野球など部活動でも同時に使え、この条件の中で、公立トップクラスの部活動の実績が生まれている。校舎は建築後30年近くでいまだ大変美しく、中庭の樹木の手入れも行き届いており、すばらしい環境を維持している。春の花木も、秋の紅葉もきれいで、ほっと心がなごむ教育環境である。多くの府立高校のように一棟中廊下方式校舎ではないので、教室は明るく風通しも良く府立高校の中では恵まれた環境で、図書室も広くてきれいで蔵書も多くある。実験・実習設備もよく整っている。このように、高等学校としては恵まれた施設条件を備えており、廃校を前提に作られた安上がりの学校ではない。このような素晴らしい学校を「施設状況等の客観的条件」ということで廃校とする選定理由の不当性は明らかである。

島上高校や他の市内高校との比較評価はいかなるものであったのか、高槻市が将来「城址公園」を計画構想し、大阪府教育委員会にも再編整備計画実施上の配慮を求めている高槻城本丸跡地である島上高校の校地問題についての対応はどうか、など行政文書の上でも明確にされないと、公正な行政行為の執行とはならない。(訴状より)

平成13年8月20日の朝日新聞一面トップ記事で、「財政危機からの脱却を目指す大阪府が、府立高校の再編で不要になる18校分の敷地を地元や民間企業に売却して総額で約710億円の収入を見込んでいる」と報じられている。もし、自らのバブル失政のつけを子どもと教育に押しつけて、710億円を捻出するために、向こう数十年も使用可能な美しい府立高校校舎まで廃校にするということであるなら厳しい批判は免れ得ない。

大阪府立高槻南高等学校「廃校処分取消」等を求める 大阪地裁提訴にあたり訴えます

2003年3月28日

「廃校処分取消等請求高南教育訴訟」原告・弁護団
同訴訟を支える会・同原告団父母の会・高南応援団

子どもと教育にかかわるすべてのみなさん、高槻市民のみなさん、大阪府民のみなさん

2002年12月大阪府議会は、高槻南高校の廃校(島上との統合)を前提とした「大阪府立高等学校等条例一部改正」(案)を可決しました。同年12月17日の本会議において府議会で与党各派は、高南応援団から提出されていた請願の審議を一切行うことなく、条例可決に伴う「見なし不採択」とするという議決を行ないました。

大阪府と府教育委員会は、16万人に及ぶ反対署名と、生徒・保護者の廃校撤回を求める要望を全く顧みることなく、すばらしい教育伝統と実績をもつ本校を廃校へと追いこんだのです。

このような事態に至り、私たち、大阪府立高槻南高等学校に在学する生徒58名とその父母(共同親権者)107名のあわせて165名は、2003年3月28日、被告大阪府と大阪府知事を相手取り、被告がおこなった高槻南高等学校の廃校処分を以下の理由により、違法・不当として、条例に基づく廃校処分の取消と損害賠償を求めて、大阪地方裁判所に提訴するに至りました。

1. 本校への廃校処分は、「教育プログラム」の目的に反する。
2. 他校が進めていた全日制単位制高校構想を事前の説明・意向打診なしに本校に押しつけた不法性。
3. 学校教育関係者、保護者・生徒等の本校関係者への意見聴取を怠ったことによる「事実の認定・評価の過誤」による違法と「公務員としての誠実な事前調査義務」違反。
4. 高槻市内の高校配置計画を府教委自身の見込み違いで変更(島上本校・分校統合問題)した結果生まれた平均募集学級数の減少を高槻南の廃校でつじつまあわせをした計画性の欠如。
5. 府教委が専門的チームで定めた再編整備計画の内容を「特定の要因」で歪めて変更した不適切性。
6. 本校への統廃合処分を至当と断ずる『廃校理由』に全く合理的・客観的根拠がない「選定理由」の不適。
7. 行政の裁量権の行使を著しく誤った本件廃校処分の取り消しに相当する不当性。
8. 原告らの適正な高等学校教育を受ける権利の侵害 教育権・人格権の侵害。
9. 「意見表明権」(子どもの権利条約12条)「表現・情報の自由(への権利)」(同13条)侵害。
10. 不当・理不尽な理由で母校喪失という精神的衝撃、生涯を通じての心の傷 - PTSD がもたらす人権侵害。

本校を知る多くの人が等しく認めるように、本校の充実した学習活動、豊かな進路保障、活力と探究心に溢れた運動系・文化系部活動のバランスのとれた発展は、廃校処分の不当・違法性をあきらかにし、つよく告発するものです。私たちは、あくまでこの不合理で非教育的な廃校処分の取消を求めます。また大阪府と府教育委員会がとったこの不法、かつ不当な決定の問題点、決定に至るまことに不明朗な一切の経過を法廷の場を通じて追及・告発していく所存です。

またこれらを通じて、府立高校20校廃校という無責任な教育リストラと教育と教育条件の後退を追及し、21世紀にふさわしい大阪の実り豊かな高校教育と生徒たちが生き生きと学べる学校を実現するため、教育行政の民主化と地域の教育環境の改善・発展のために全力を挙げる決意です。すべての皆さんに、廃校処分撤回めざす裁判闘争へのご支援を強く訴えるものです。 以上